

守口市立外島認定こども園の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集に関する質疑応答

No.	回答日	質問事項	守口市からの回答
1	12月7日	敷地図について。敷地範囲と形状は、地籍測量図(別添)に示される通りとしてよろしいか。	敷地範囲及び形状は、地積測量図に示されているとおりです。
2	12月7日	新園舎及び仮設園舎の概要がわかる書類としての、立面図は必須でしょうか。形状の整った立面図の作成には多くの時間を要するため、平面計画の概要が概ね決定した後の形状調整としたいためです。	新園舎及び仮設園舎の概要がわかる書類(立面図含む)は、申請時においては必須としていません。あれば、添付をお願いします。 ※申請書様式14「参考資料」参照。
3	12月7日	特別保育事業について、事業名記載のもの以外で、市としては望まれている事業は何かがあるか。また、病児保育事業はあの地域において現在新規設置の枠があるのか。また設置運営可能であれば、整備補助及び運営費が既存施設と同等の扱いか。	特別保育事業については、多様な保育ニーズ等を踏まえつつ、守口市子ども・子育て支援事業計画等を策定し、保育サービスの充実に取り組んでおりますが、民間移管事業に伴う運営者の募集に際し、市から、具体的に求める事業はお示しておりません。特別保育事業については、運営者募集の中で、法人からの提案という形でお受けします。 なお、事業の整備補助等については、市と協議の上での決定となりますので、現時点ではお答えできかねます。
4	12月7日	建替後の施設内で児童発達支援事業などを開始することは可能か(近年に国の法律上可能とされたことを鑑み、国も認定こども園併設を望んでいると考えられる)。また、可能である場合、採点にどのような影響があるか。	施設内で児童発達支援事業などを開始することは可能ですが、事業開始に係るニーズ確認等、府、市、その他の関係部局との事前の確認、調整等の上で実施していただくようお願いします。 採点については、別紙2守口市立外島認定こども園運営者選考基準に基づき、申請書、ヒアリング等の内容を踏まえ総合的に採点を行うため、どの採点に影響があるということを一概にお示しすることはできません。
5	12月7日	(様式2-2)法人役員等名簿について、役員等には評議員、評議員選任・解任委員会も含まれるか。	理事長、理事、監事については必ずご記入いただき、評議員、評議員選任・解任委員会については、必要に応じてご記入ください。
6	12月7日	(様式3-1)現況報告書とは何を指すか。	社会福祉法第59条の規定に基づく、所轄庁への届出が必要な書類の「現況報告書」を想定しています。本報告書と同様の記載内容であれば、様式等は自由とします。 なお、「現況報告書」の様式については、厚生労働省のホームページに掲載があります。
7	12月7日	(様式4-2)現園舎で運営する令和7年度における定員設定について、は現状維持ではなく定員増を求めるか。また、試算ソフトによる試算は建替後の設定で計算したものを提出するか。	令和7年度における定員設定については、現在の外島認定こども園が設定する認可定員等を下回らないように設定していただき、定員増は求めるものではありません。 ※募集要領2ページ「3.民間移管後の認可定員等の設定」参照。 試算については、建て替え後以降の年度については、建て替え後の設定で計算してください。 (例)令和8年10月から建て替え後の運営を開始する場合、令和8年4月から9月分は建て替え前の設定で計算し、10月以降分は建て替え後の設定で計算する。

8	12月7日	現在の建物は新耐震、旧耐震か。	新耐震です。
9	12月11日	外島認定こども園の給食委託業者は。	株式会社LEOCです。
10	12月11日	仮設園舎候補地の外島公園について、仮設で使用する際、開発行為、開発申請や開発許可は必要か。	仮設園舎設置期間等によって、内容が異なるので、個別の内容や申請手続き等については、具体的な計画を示した上で本市住宅まちづくり課開発指導・許認可担当(06-6992-1736)までお問い合わせください。
11	12月11日	園と公園の測量図等はいただけるのか。	地積測量図等については、別紙1~3のとおりです。
12	12月11日	外島公園の植栽を伐採した場合、原状回復はどのようになるか。	具体的な内容については、所管課の道路公園課に確認が必要であるが、伐採した植栽と同等のものを植えること等でも対応可能と聞いています。植栽の種類によっては指定がある可能性があるため、別途、道路公園課と相談、協議が必要となります。
13	12月11日	園にエレベーターはあるか。	ありません。
14	12月11日	子育て支援員研修については守口市で研修を行っているのか。	守口市で子育て支援員研修を年2回実施しており、他市でも同様の研修を実施していますので、いずれかの研修を受講していただけます。
15	12月11日	守口市と民間移管法人との協定書の内容について。	運営者募集要領のP6の「12.公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定について」に記載のとおりです。
16	12月12日	同じく3.にある「民間移管時に外島認定こども園に在園している児童が～弾力的運用を行うなどして、必ず受け入れること」とあるが、受け入れられない状況とは何を想定されているか。	受け入れられない状況は想定しておりません。当該内容は、民間移管時に外島認定こども園に在園している児童を引き続き、必ず受け入れていただくことを示しております。
17	12月12日	0歳児の受入れは何カ月から行っていますか。	生後6か月から受け入れの対象となります。
18	12月12日	本法人の役員とは、理事、評議員、監事をいうのでしょうか。	理事長、理事、監事については必ずご記入いただき、評議員、評議員選任・解任委員会については、必要に応じてご記入ください。
19	12月12日	在園児の年齢別、居住地域別(町別)人数。	外島認定こども園在園児の年齢別人数は、募集要領P2に利用児童数(R5.4.1)を記載しています。在園児の居住地域別人数(R5.4.1)は、東部エリア7名、中部エリア107名、南部エリア1名です。

20	12月12日	休日保育の実施状況(利用者数と時間別利用状況)。	未実施。
21	12月12日	一時預かり事業(一般型)の実施状況。	未実施。
22	12月12日	病児保育の実施状況と看護師の有無。	未実施。ただし、園に看護師(正職員)を1名配置。
23	12月12日	地域との関係の具体的状況。	地域との繋がりを大事にし、地域の人々との交流をとおして、子どもたちの成長を図ることを目的に、近隣の障がい者支援事業所との交流や地域のまつりに参加する等様々な交流を行っています。
24	12月12日	給食調理は外部委託可能か。	外部委託可能です。
25	12月14日	3.にある民間移管後の認可定員などの設定について、建替え後の定員設定について(可能な限り2・3号の枠を増やし、待機児童解消に取り組むため)1号の定員数は下げることは可能か。また、下げた場合採点には影響するか。もしくは、下げない場合、実際の受入数に制限を設けることは可能か。	新園舎建て替え後の定員設定については、本市において保育ニーズの高い1～3歳児(2・3号)を中心に現在の外島認定こども園の認可定員である120名を上回る設定を行っていただくことを想定しており、1号認定の定員枠については、必ずしも現在と同数以上を設定しなければならないわけではありませんが、移管後の運営施設形態が幼保連携型認定こども園であることから必要と考える1～3号の定員枠は設定していただく必要があります。また、実際の受入数に制限を設けていただくことは考えておりません。採点については、別紙2守口市立外島認定こども園運営者選考基準に基づき、申請書、ヒアリング等の内容を踏まえ総合的に採点を行うため、どの採点に影響があるということを一概にお示しすることはできません。
26	12月14日	公私連携の場合、市保育教諭の継続雇用の有無。	基本的に、移管後、市職員の移管園での継続雇用はありませんが、募集要領別紙1の諸条件のP1の「3. 職員の配置に関すること」にも記載していますが、本市が雇用している会計年度任用職員(非常勤)等が本市での任用期間満了等に伴い、民間移管後も当該認定こども園への就労を希望する場合は、引き続き、その雇用に努めることを条件として、記載しています。
27	12月14日	巡回相談は半年に1回実施しているのか。個別支援計画は相談員又は担任が作成しているのか。	障がい児の巡回相談は半年に1回は実施しています。当該児童の個別支援計画は加配担当職員が作成しています。
28	12月14日	民間移管に係る園舎の建て替えについての保護者の理解は得られており、保護者からの要望で建て替え時期が早まるということは無いという理解でよいか。	保護者説明会において建て替えに係る説明は行っています。利用開始は、令和8年度末までのできるだけ早い時期としております。
29	12月14日	園の運営費の補助はあるか。障がい児に係る補助はあるか。	本市ではいわゆる運営費補助は行っておらず、各種事業実施に係る事業補助を行っています。なお、本市が行っている主な事業補助については別紙4～11のとおりです。

30	12月14日	守口市運営補助金の詳細、また守口市独自の民間保育所等補助金があれば教えて頂きたいです。	No.29のとおり。 守口市独自の補助制度は以下のとおりです。 ・認定こども園等給食費補助金 ・保育事業補助金 ・認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金
31	12月14日	園の現在の加配対象児数は。 また、1:1加配児数は。	3歳児3名、4歳児5名、5歳児7名。 うち、1:1加配児は3歳児1名、4歳児2名、5歳児1名。 (※説明会後の一部修正あり)
32	12月14日	在園している1:1加配児は、「守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金」の1:1加配の補助対象に該当しているのか。 在園している加配児を民間移管後引き継いだ場合は、現状の加配状況通りの補助を受けられるのか。	基本的には、「守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金」と同等の内容で加配職員を配置していますが、児童の個別の状況等によっては、加配職員数の範囲内で柔軟な配置を行っているケースもあります。 補助については、民間移管後のその時の児童の状況により判断することとなります。
33	12月14日	「守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金」の加配職員の資格要件はあるか。	保育教諭、幼稚園教諭、保育士、子育て支援員が対象となります。 ※守口市私立認定こども園等障害児保育・看護師配置補助金要綱に記載。
34	12月14日	園舎建設費、解体、鉄骨プレハブ仮設園舎リース、園庭整備と遊具、園児用机椅子、その他備品購入に係る費用に対して、国・自治体からの補助金の概算は総事業費の何割位でしょうか。	施設の整備等に係る補助制度は国の就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定しており、同交付要綱にも記載のあるとおり、国・市の負担割合は原則、補助基準額と補助対象経費を比較し、低い方の額の3/4となります。なお、補助対象経費は同交付金要綱に基づきます。
35	12月14日	建て替えの場合は解体費用及び仮設園舎撤去・現公園原状復帰は整備補助あるいはそれに該当する補助金はできるのでしょうか	建て替えの解体費用等については、国の補助制度に基づき交付する予定としています。 外島公園の原状復帰は、占用者の負担において実施していただきます。
36	12月14日	建て替えの場合厨房機器類は施設整備費に含まれますか	個別具体的な機器設置等についてはお答え致しかねますが、国庫補助金の「就学前教育・保育施設整備交付金」の補助対象経費についての考え方に準拠します。 以下、就学前教育・保育施設整備交付金FAQIに記載の抜粋となります。 「設備については、施設と一体的に整備される設備であり、工事費に含まれるものであれば交付対象となります。釘や金具で固定するだけでなく、施設の外壁、天井等と一体的になっているものが交付対象となります。」
37	12月14日	仮設園舎での備品は事業者負担でしょうか	民間移管後の運営については、基本的には全て移管法人の負担で運営していただくこととなりますので、ご質問の仮設園舎での備品についても事業者負担となります。
38	12月14日	仮設園舎を設置の際、一般的な仮設(プレハブ)建物になりますが保護者様はご理解頂けているのでしょうか？	保護者説明会において民間移管による園舎の建て替え及びその間については、仮設園舎での運営となる可能性についてご説明させていただいています。
39	12月14日	スケジュールについて保護者様からの何かご意見はあるのでしょうか？	保護者説明会において、民間移管に係るスケジュールについてはご説明させていただいています。

40	12月14日	駐車場施設が敷地内にないようですが、送迎用・従業員用の駐車場をどのように確保運営されているのでしょうか。また、移管後も引継ぎ現状と同じところが使えるのでしょうか。	送迎は、原則、徒歩または自転車としております。ただし、近隣のコインパーキング等を利用した送迎までを禁止しているものではありません。
41	12月14日	厨房搬入路が隣地より設けられておりますが、引継ぎ後も同様に通行・利用できると考えて宜しいでしょうか。	民間移管決定法人において隣地所有者と協議等していただくこととなります。
42	12月14日	近隣住民の同意は得られていると考えて宜しいでしょうか。	近隣住民に対する説明会等は実施していません。施設の整備にあたっては、民間移管法人において、近隣住民に対して工事内容や安全対策等についてご説明を行っていただきます。
43	12月14日	都市整備部等、守口市の関係部署の同意は得られていると考えて宜しいでしょうか。	本事業については、市の事業として実施しているものです。なお、個別・具体的な内容等については各種法令等に基づき管理・監督権者によって判断されます。
44	12月14日	現況の外島認定こども園と外島公園の敷地の境界線と寸法(長さ)の表示をしていただきたい。	地積測量図等については、別紙1～3のとおりです。境界を示す明示図面はありません。
45	12月14日	本園及び仮設園舎の測量図及び境界線など建築に関わるデータを早急に頂けますか	No.44のとおりです。
46	12月14日	利用者の早朝と延長利用者状況(年齢別人数)。	別紙12のとおりです。
47	12月14日	仮設候補地は令和7年度中ですが、事前に地盤調査などは可能ですか	公園占用申請により、条件を満たせば可能です。
48	12月14日	仮設候補地は仮設園舎建設後の原状復帰の条件を教えてください。	整備内容によることから協議のうえ決定となります。
49	12月14日	仮設候補地のライフラインの現状がわかればを教えてください。	公園として水道、電気を利用しております。仮設者として負担が必要です。
50	12月14日	建て替えの場合、土地の地盤データなどは頂けるのでしょうか	土地の地盤データはありません。
51	12月14日	仮設園舎用の土地ですが300㎡以上だと開発行為等の手続きが発生あると思いますが基本方針に示されているスケジュールには記載ありませんがこれは免除されるのでしょうか。	守口市開発行為指導要綱の一部が免除される場合は同要綱第3条第2項のとおりです。また、基本方針の主なスケジュールは具体的に必要な手続きの全てを記載しているものではありません。※計画内容が未確認の為、具体的な計画を示した上で本市住宅まちづくり課開発指導・許認可担当(06-6992-1736)までお問い合わせください。

52	12月14日	外島公園の内の一部を仮設園舎敷地として利用することは、区画の変更となる為、開発行為に該当するのでしょうか。	開発行為は都市計画法第4条第12項に該当するかを計画内容により判断します。 ※計画内容が未確認の為、具体的な計画を示した上で本市住宅まちづくり課開発指導・許認可担当(06-6992-1736)までお問い合わせください。
53	12月14日	計画敷地内に園庭を設けることが困難です。残地500㎡を園庭として利用させて頂くことは可能でしょうか。	公園として供用するため、園庭として占用することはできません。
54	12月14日	守口市開発指導要綱により付置義務駐車場が100人あたり2.25台必要とありますが、公園内に設けることは現実的ではないと考えます。約一年間の仮設の為、免除していただくことは可能でしょうか。	駐車場の免除の規定はありません。 ※計画内容が未確認の為、具体的な計画を示した上で本市住宅まちづくり課開発指導・許認可担当(06-6992-1736)までお問い合わせください。
55	12月14日	現行園舎の建物・居室寸法と現状居室利用年齢児を教えてください。	園舎の平面図、平面詳細図は別紙13のとおりです。
56	12月15日	専任職員(保育士とその他)と非正規職員(保育士とその他)の職種別人数。	別紙14のとおりです。
57	12月15日	園の職員の人数と体制は。	別紙14のとおりです。
58	12月15日	専任職員(施設長・保育士・その他)と非正規職員(保育士・その他)の勤務ローテーション。	別紙15のとおりです。
59	12月15日	現公園の撤去、解体、復元は工事費(整備補助対象)に含むのでしょうか	現公園の撤去、解体、復元等は、整備補助対象には含まれません。
60	12月15日	外島公園を保育園の仮設園舎として活用する事は近隣住民の同意は得られていると考えて宜しいでしょうか。	No.42のとおりです。
61	12月15日	保護者の方は登園降園時自転車の方がほとんどお聞きしておりますが全体の何割で駐車場置き場は十分充足しているのでしょうか。不足であれば何台くらい不足でしょうか	登降園時の自転車利用者の統計は把握しておりません。駐輪場は概ね充足していますが、朝の登園時の繁忙時間帯は一時的に不足する状況があるため、職員が整理等の対応を行っています。
62	12月20日	園長予定者等の施設管理者等は令和6年4月より引継ぎ保育を開始とされていますが働き方としてはどのような方法になるのでしょうか。 例:固定時間(9時-16時等)の週5で何う等	勤務時間については、1日当たりの固定時間を設けるというよりは、その日の引継ぎ実施内容によって柔軟に勤務していただく予定です。 なお、園長予定者等施設管理者等の引継ぎ保育は、段階的な実施を想定しており、令和6年度当初は、月数回程度勤務していただき、主に行事等の引継ぎや園の全体的な運営に係る内容について引継ぎを行い、年度の後半以降は、上記の内容に加え、外島認定こども園の職員と共同運営していただく予定です。

63	12月20日	建て替え後は認可定員を上回るよう設定とありますが、仮設建設予定地の公園を園庭の代替え地とすることは可能なのでしょうか。	現状の外島認定こども園は、外島公園を園庭の代替地として利用しています。当該公園を代替地として利用することについては、代替園庭としての設備運営基準等に定めのあるような各種要件が具備されていれば当該公園を代替園庭として設定していただくことは可能ですが、最終的な決定は認可権者によります。なお、今後、仮に当該公園の再整備等がある場合についての代替園庭地としての利用の保障はできません。
64	12月20日	食材の搬入する際、業者さんのトラックはどこを停車されていますか？	別紙16のとおりです。 なお、民間移管決定法人においては、使用にあたり、隣地所有者と協議等していただくこととなります。
65	12月20日	質疑回答の34番について具体的に質疑いたします。 仮に下記の人数比にて計画した場合、期待できる各項目の補助金はいかほどになりますか？ ご教唆ください。 ・定員構成(予定) 0歳…3号6名 1歳…3号20名 2歳…3号20名 3歳…1号5名、2号25名 4歳…1号5名、2号25名 5歳…1号5名、2号25名 合計…1号15名、2・3号121名 ・項目ごとの補助金 保育所部分 教育部分 本体工事費、設計料加算、開設準備費加算、解体撤去工事費、仮設施設整備工事費 合計	別紙17のとおりです。
66	12月20日	今後の建築行政との協議の過程において、仮設園舎の面積確保が困難となった場合等、その該当する部分について、当初計画を再検討し、見直すことは可でしょうか？	法人の計画は施設の建築基準等法令に基づき、適法な内容の計画であることが前提ですが、事業の実施の過程において想定外の事象が発生することも否定できないことから、その場合、市と協議を行った上で計画の見直しを検討することは妨げません。
67	12月20日	仮設園舎候補地、外島公園の㎡720円の算出根拠を教えてください。	守口市都市公園条例第9条の3第2項により準用する守口市道路占用料条例第2条及び同条例別表により算出しています。
68	12月20日	外島公園を仮設園舎の代替地としてご提案を頂いておりますが業者側で仮設園舎の候補地を選定する場合は既存園からどれくらい離れても大丈夫でしょうか？	距離としては現外島認定こども園から徒歩5分程度(80m×5分=400m程度)までの場所を近隣として想定しています。
69	12月21日	法人役員の資格証添付について 資格証とは、保育士・幼稚園教諭を保持していれば添付させていただくかたちで宜しいでしょうか？	保育士証、幼稚園教諭免許状等並びに職業等に係る資格証を想定しており、また、その他の資格証の添付を妨げるものではありません。
70	12月21日	法人の理念・方針・目標について 様式2-4と様式4-1は同じ内容になるのですが、宜しいでしょうか？	様式2-4は、法人の基本理念、基本方針、目標等について記載してください。 様式4-1は、民間移管後の公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育の理念、方針について記載してください。

71	12月21日	<p>様式3-1 法人の財務状況、監査状況 ① の税に滞納のないことの証明(その3の3)について質問させていただきます。</p> <p>e-taxより電子納税証明書(PDF)を取得いたしましたが、印刷して提出する場合は提出先において提出が可能か確認するようこの記載がありましたので、提出可能か否かご回答よろしく願いいたします。</p>	<p>電子納税証明書(PDFファイル)を取得し紙媒体に印刷して提出する方法でも可とします。</p> <p>本市において、当該証明書の証明内容の真正性等を確認しますので、証明書に記載のQRコードが読み取れる状態のものを提出してください。</p>
----	--------	---	---